

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 20日	
山梨県知事 殿	
提出者	
住 所 山梨県西八代郡市川三郷町宮原1960-1	
氏 名 ホクレン農業協同組合連合会	
山梨馬鈴しょサラダ工場 電話番号 0556-20-2550	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	山梨馬鈴しょサラダ工場
事業場の所在地	山梨県西八代郡市川三郷町宮原 1960-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食品製造 [産業分類No. 0996] (4桁)
②事業の規模	26.5億円/年(令和4年度)
③従業員数	67人(パートを含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図1添付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体系図)

別紙 図2添付

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】				単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥※	廃プラ	
	排出量	1,966	2,325	20	
	(これまでに実施した取組) 汚泥削減効果のある装置の設置。				
					※・・・脱水前
②計画	【目標】				単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥※	廃プラ	
	排出量	1,800	2,200	10	
	(今後実施する予定の取組) 汚泥削減に向けた取組(酵素資材の活用)の実施。				
					※・・・脱水前

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ・・・発生時、可能な限り分別を行い、産廃発生量を極力抑制する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 植物性残渣・・・発生する芋皮を安定して有価物化する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】			単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

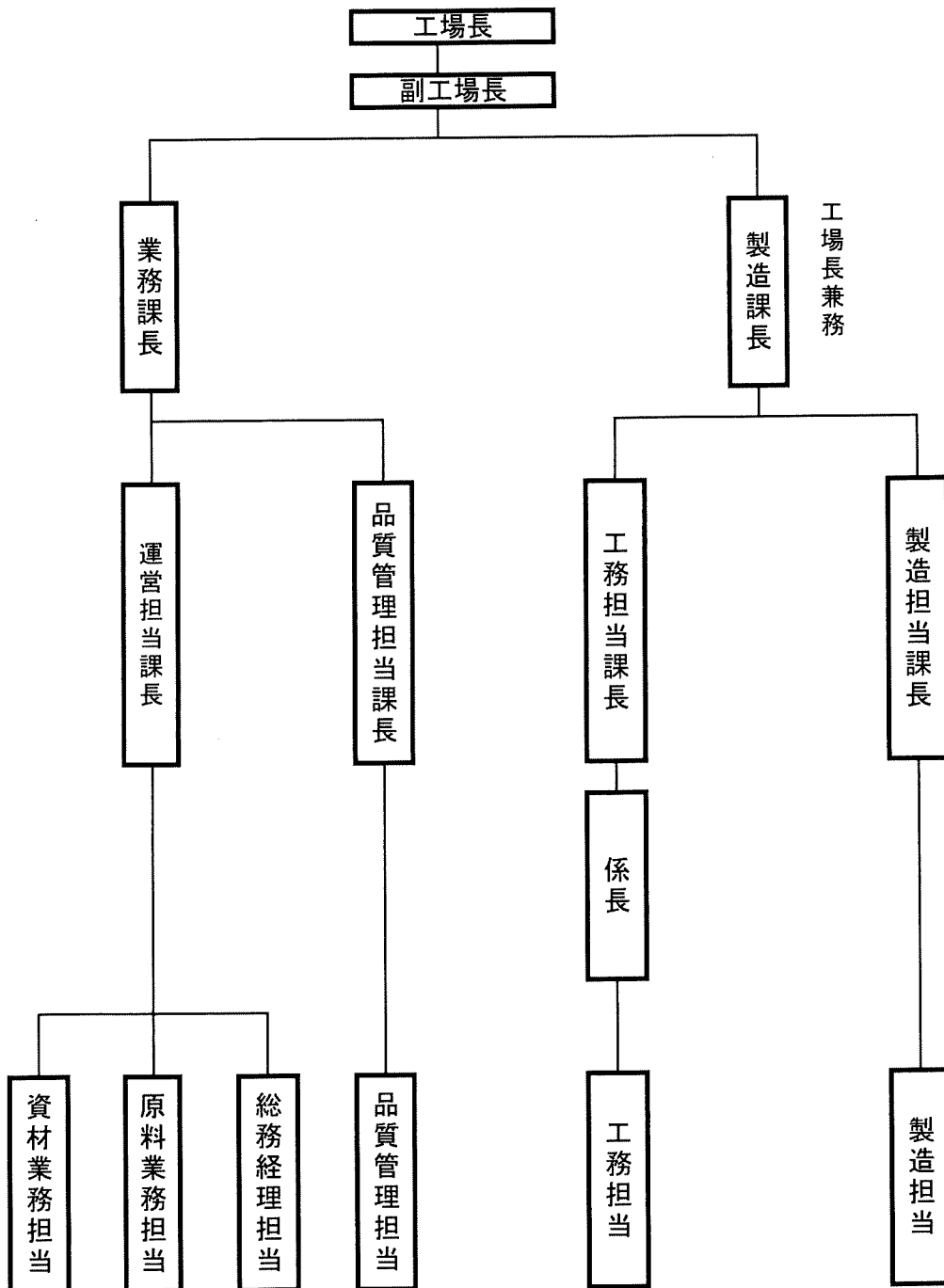
①現状	【前年度(令和4年度)実績】			単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	1,257	0
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	1,150	0
(今後実施する予定の取組) 減容化装置の導入検討。 汚泥削減に向けた取組(酵素資材の活用)の実施。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					単位:t
①現状	【前年度(令和4年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度(令和4年度)実績】				単位:t
	産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ	
	全処理委託量	1,966	1,068	20	
	優良処理業者への処理委託量	0	0	0	
	再生利用業者への処理委託量	1,966	1,068	20	
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	
	(これまでに実施した取組)				

		【目標】			単位:t
		産業廃棄物の種類	植物性残渣	汚泥	廃プラ
②計画	全処理委託量	1,800	1,050	10	
	優良処理業者への 処理委託量	0	0	0	
	再生利用業者への 処理委託量	1,800	1,050	10	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	
	(今後実施する予定の取組) 有価物化(肥料・飼料)の継続的模索。				
※事務処理欄					

管理体制

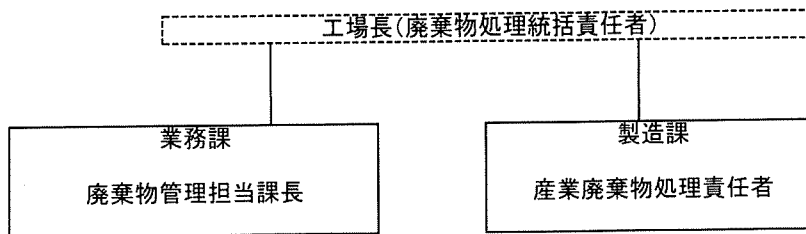


産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者 廃棄物担当		所属 : 山梨馬鈴しょサラダ工場 組織名 : 業務課 : 製造課	役職 : 工場長 役職 : 業務課長、運営担当課長 : 工務担当課長
役割	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 	
	廃棄物管理 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の選定管理 ・委託契約の締結 ・監督官庁への各種報告 ・その他関連する事項 	

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

工場内の各部署と協力し、産業廃棄物処理に対応する。

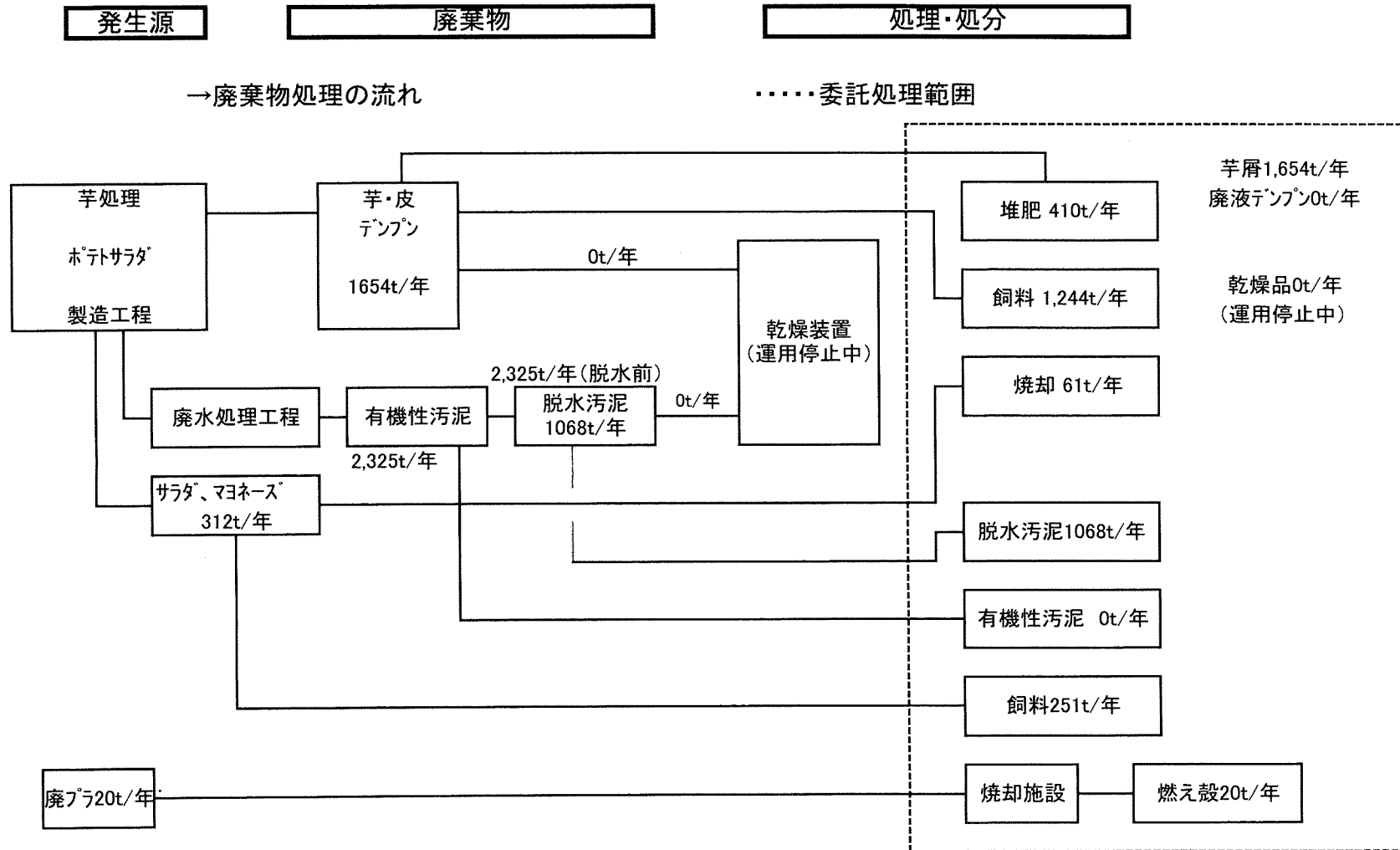
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 図1

廃棄物処理フロー図 (R4年実績)



廃棄物処理フロー図 (R5年計画)

